

議案第 9 号

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童扶養手当法施行規則の一部改正に伴い、ひとり親家庭の医療費助成における受給者の所得確認期間を変更したいため。

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「1月から6月まで」を「各年の1月から9月まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の2の規定については、施行日から平成31年9月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは、改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。